

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年10月21日
【事業年度】	第34期（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）
【会社名】	株式会社鳥貴族
【英訳名】	Torikizoku co.,ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大倉 忠司
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区立葉一丁目2番12号
【電話番号】	06-6562-5333
【事務連絡者氏名】	管理部部長 小畑 博嗣
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区立葉一丁目2番12号
【電話番号】	06-6562-5333
【事務連絡者氏名】	管理部部長 小畑 博嗣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	2016年7月	2017年7月	2018年7月	2019年7月	2020年7月
売上高 (千円)	24,509,569	29,336,597	33,978,027	35,847,691	27,539,624
経常利益 (千円)	1,547,419	1,426,406	1,613,455	1,145,178	955,706
当期純利益又は当期純損失() (千円)	981,723	967,555	662,186	286,112	763,329
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	1,488,685	1,491,829	1,491,829	1,491,829	1,491,829
発行済株式総数 (株)	11,583,300	11,622,300	11,622,300	11,622,300	11,622,300
純資産額 (千円)	5,542,220	6,333,592	6,902,801	6,523,623	5,667,259
総資産額 (千円)	12,477,123	15,942,074	18,789,328	17,127,539	19,953,267
1株当たり純資産額 (円)	478.47	546.58	595.71	562.98	489.08
1株当たり配当額 (円)	6.00	8.00	8.00	8.00	4.00
(うち1株当たり中間配当額)	(2.00)	(4.00)	(4.00)	(4.00)	(4.00)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	85.75	83.55	57.15	24.69	65.88
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	84.53	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	44.4	39.7	36.7	38.1	28.4
自己資本利益率 (%)	19.4	16.3	10.0	4.3	12.5
株価収益率 (倍)	22.4	30.9	42.6	-	-
配当性向 (%)	7.0	9.6	14.0	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,412,451	3,000,563	3,306,540	2,171,569	191,136
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,476,004	2,394,338	3,460,791	1,331,066	247,909
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,021,983	480,911	87,355	1,143,904	4,986,379
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,648,617	4,735,753	4,494,146	4,190,744	8,738,077
従業員数 (人)	601	700	827	861	854
(外、平均臨時雇用者数)	(2,812)	(3,101)	(3,691)	(3,745)	(2,599)
株主総利回り (%)	78.5	105.4	99.8	87.8	51.8
(比較指標：TOPIX(配当込み)) (%)	(81.4)	(101.8)	(112.6)	(102.9)	(100.9)
最高株価 (円)	2,828	2,995	3,965	2,524	2,698
最低株価 (円)	1,775	1,764	2,131	1,478	1,190

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第31期及び第32期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第33期及び第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。
6. 第33期、第34期の株価収益率及び配当性向については当期純損失であるため記載しておりません。

2【沿革】

当社は、1985年5月に大阪府東大阪市において、当社代表取締役社長大倉忠司が個人事業として焼鳥屋「鳥貴族」（「鳥貴族」1号店である「鳥貴族俊徳店」）を開店したことに始まります。

店舗展開に備え1986年9月に株式会社イターナルサービス（資本金4,000千円）に法人改組し、2009年8月に商号を株式会社鳥貴族に変更しております。

年月	事項
1986年9月	大阪府東大阪市に株式会社イターナルサービスを設立
1991年11月	加盟店1号店「鳥貴族長瀬店」を大阪府東大阪市にオープン
1995年7月	居酒屋業態より撤退し、「鳥貴族」単業態に集中
1997年9月	本社を大阪市東成区東中本に移転
1998年6月	10号店となる「鳥貴族千鉢店」を大阪市住吉区にオープン
2002年7月	兵庫県1号店「鳥貴族阪神深江店」を神戸市東灘区にオープン
2003年9月	大阪市中央区道頓堀に「鳥貴族道頓堀店」をオープン
2004年8月	本社を大阪市浪速区桜川に移転
2005年2月	東京都杉並区高円寺北3丁目に東京事務所開設
2005年5月	関東圏1号店「鳥貴族中野北口店」を東京都中野区にオープン
2005年8月	50号店となる「鳥貴族ナンバ店」を大阪市中央区にオープン
2007年5月	京都府1号店「鳥貴族西大路店」を京都市南区にオープン
2007年11月	奈良県1号店「鳥貴族新大宮店」を奈良県奈良市にオープン
2007年11月	100号店となる「鳥貴族平野加美東店」を大阪市平野区にオープン
2008年9月	東京事務所を東京都杉並区高円寺北2丁目に移転
2009年4月	名古屋市中区に東海事務所開設
2009年4月	東海圏1号店「鳥貴族錦三袋町通り店」を名古屋市中区にオープン
2009年8月	商号を株式会社鳥貴族に変更
2010年7月	東京事務所を東京都杉並区高円寺北2丁目内に移転
2010年10月	神奈川県1号店「鳥貴族相模原店」を神奈川県相模原市にオープン
2010年10月	本社を大阪市浪速区桜川から大阪市浪速区立葉に移転し、同所に焼鳥タレ製造工場を開設
2010年10月	200号店となる「鳥貴族池袋サンシャイン通り店」を東京都豊島区にオープン
2011年8月	埼玉県1号店「鳥貴族川口店」を埼玉県川口市にオープン
2012年5月	滋賀県1号店「鳥貴族石山店」を滋賀県大津市にオープン
2012年6月	300号店となる「鳥貴族名駅東口店」を名古屋市中村区にオープン
2013年10月	東京事務所を東京都杉並区天沼に移転
2014年7月	東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場
2014年12月	400号店となる「鳥貴族新宿区役所通り店」を東京都新宿区にオープン
2015年7月	東京証券取引所市場第二部に市場変更
2016年4月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
2016年4月	岐阜県1号店「鳥貴族岐阜羽島店」を岐阜県羽島市にオープン
2016年7月	500号店となる「鳥貴族目黒西口店」を東京都目黒区にオープン
2017年3月	静岡県1号店「鳥貴族浜松有楽街店」を静岡県浜松市にオープン
2017年7月	三重県1号店「鳥貴族四日市店」を三重県四日市市にオープン
2017年11月	600号店となる「鳥貴族府中北口店」を東京都府中市にオープン
2018年7月	和歌山県1号店「鳥貴族和歌山駅前店」を和歌山県和歌山市にオープン
2019年4月	茨城県1号店「鳥貴族取手店」を茨城県取手市にオープン
2020年6月	大阪市旭区に小規模業態である「鳥貴族大倉家」をオープン

3【事業の内容】

当社は、「鳥貴族」の単一ブランドで、関西圏・関東圏・東海圏の3商圏に焼鳥店の店舗展開をしており、事業区分は「飲食事業」の単一セグメントとなります。

(1) 「焼鳥屋で世の中を明るくしたい(鳥貴族のうぬぼれ)」という理念の追求

「焼鳥屋で世の中を明るくしたい」という「鳥貴族のうぬぼれ」を当社の理念として店舗展開を行っております。均一価格で商品を選ぶ楽しさを感じて頂きながら、「味」「品質」「サービス」の向上を図ることでお客様に感動して頂けるような店舗展開を行い、多くのお客様にご利用頂くことで「焼鳥=鳥貴族」と考えて頂けるような「永遠の会社」を目指しております。

1. 販売価格

均一価格にすることでお客様が商品を選ぶ楽しさを感じて頂きたいという想いから、全品均一価格による商品の提供を行っております。

2. 商品

当社の従業員が自信をもってお客様に提供することができる商品、お客様に感動して頂ける商品を提供することを最優先課題とし、商品開発を行っております。

また、特に鶏肉は肉類の中でも劣化が早いことから、酸素に触れる時間を短くし、お客様に少しでもおいしいと感じて頂くため各店舗で串打ちを行っております。これはセントラルキッチンを保有せず各店舗で仕込みを行う当社の「こだわり」であり、調理からお客様へ提供するまでの時間を可能な限り短縮することで、より新鮮でおいしいものを提供するためであります。

一方、全店変わらない味を提供するため、焼き鳥のタレは自社工場にて、丸鶏・生の果物・野菜等を使用し一括生産しております。

3. 接客

「元気でホスピタリティあふれる接客の提供」をスローガンとして、お客様の再来店につながる接客を提供できるよう、全スタッフに対してスキル・ポジションに応じた様々な研修を実施しており、また各店舗においてマニュアルを整備することで接客サービスの均質化を図っております。

4. 内装

来店されたお客様に、木による視覚的・触覚的な癒しを感じて頂きたいという想いから、木の温もりを感じ内装で全店統一しており、焼鳥業態には少なかったテーブル席の導入によって、若者や女性客を含めた幅広いお客様が入りやすい空間づくりを心掛けております。

(2) 単一業態でのチェーン展開

当社は、「鳥貴族」の単一業態での事業展開を基本方針としております。資本・人材・ノウハウ等を「鳥貴族」に集中することにより、質の高い食材をより低価格で調達することができるとともに、何を売りたいかを明確にすることでお客様の支持を得られると考えております。また、「鳥貴族」ではメニュー数を絞り込むことにより、さらに調達コストの低下とオペレーションの効率化を行っております。

(3) “理念”の共有によるサービスの均質化

当社では、一般的なフランチャイズチェーンよりも強固なビジネスパートナーとしての関係性を確保することを目的として、新規に加盟店オーナーの募集は行っておらず、当社の経営理念に共感し当社とともに成長することに同意頂いた限られた加盟店オーナーをカムレード(同志)と称し、相互に意見の交換・提案を行っております。これにより全ての「鳥貴族」における「味」「品質」「サービス」の向上を図っております。

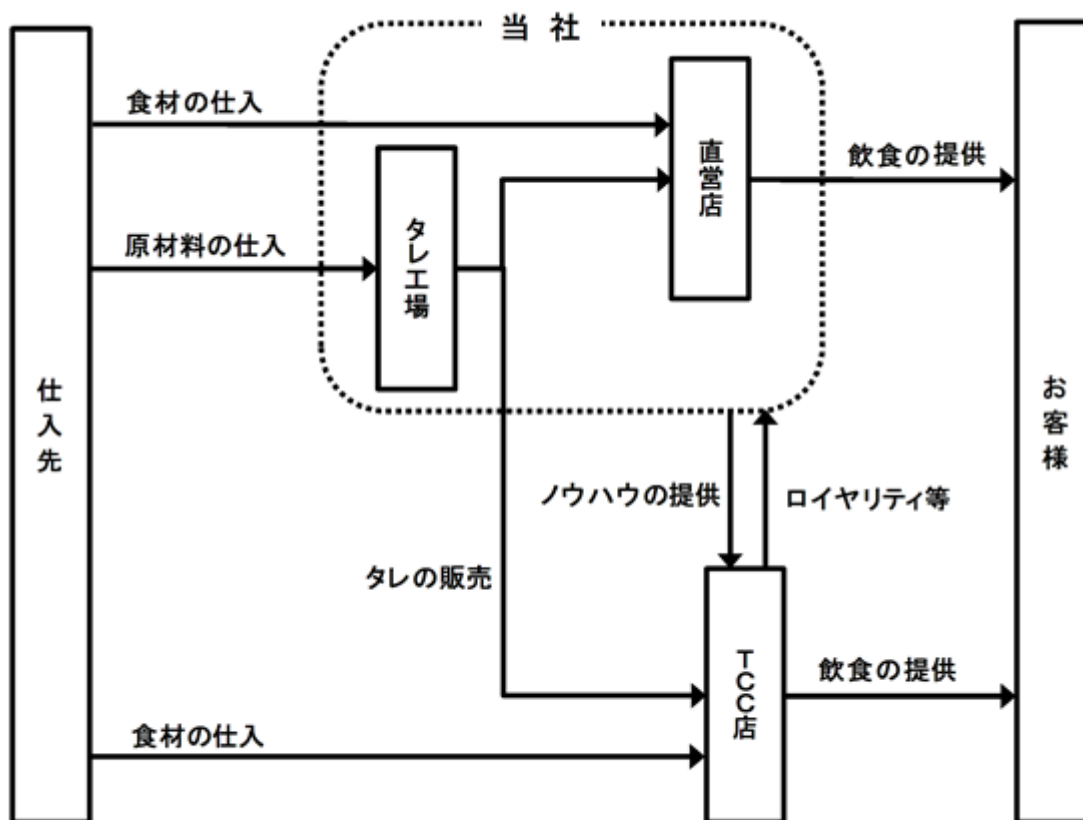
(注)カムレードチェーンは、新規に加盟店オーナーの募集を行っていない点、当社の経営理念に共感頂いた加盟店オーナーに限定している点、及び、意見の交換・提案を相互に行っている点が一般的なフランチャイズチェーンと異なっております。

「鳥貴族」の店舗数は以下のとおりであります。

		関西圏	関東圏	東海圏	合計
2016年7月期 現在	直営店舗数	80店舗	165店舗	40店舗	285店舗
	加盟店舗数	146店舗	61店舗	- 店舗	207店舗
	合計店舗数	226店舗	226店舗	40店舗	492店舗
2017年7月期 現在	直営店舗数	87店舗	204店舗	51店舗	342店舗
	加盟店舗数	151店舗	74店舗	- 店舗	225店舗
	合計店舗数	238店舗	278店舗	51店舗	567店舗
2018年7月期 現在	直営店舗数	95店舗	255店舗	73店舗	423店舗
	加盟店舗数	154店舗	88店舗	- 店舗	242店舗
	合計店舗数	249店舗	343店舗	73店舗	665店舗
2019年7月期 現在	直営店舗数	95店舗	244店舗	74店舗	413店舗
	加盟店舗数	152店舗	94店舗	- 店舗	246店舗
	合計店舗数	247店舗	338店舗	74店舗	659店舗
2020年7月期 現在	直営店舗数	94店舗	230店舗	69店舗	393店舗
	加盟店舗数	147店舗	89店舗	- 店舗	236店舗
	合計店舗数	241店舗	319店舗	69店舗	629店舗

[事業系統図]

これまで述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



※TCC店（鳥貴族 カムレードチェーン店）

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
854 (2,599)	33.4	4.7	4,595

事業部門の名称	従業員数(人)
店舗	755 (2,595)
工場	5 (3)
本社部門	94 (1)
合計	854 (2,599)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 前事業年度末と比べ、臨時従業員が1,146名減少しており、主な理由は直営店の閉店による店舗数の減少に伴うものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、資本・人材・ノウハウ等を集中投下し、業務オペレーションの均一化や経営の効率化に積極的に取り組む一方で、国産食材・串打ちをはじめとする店内調理等といった品質・味へのこだわりにより付加価値を創出し、お客様に感動していただける店舗づくりを追求していくことで他社との差別化を図り、持続的な成長の実現と収益基盤強化を目指すことを基本方針としております。

(2) 経営環境及び経営戦略等

当社の属する外食業界におきましては、少子高齢化に加え、お客様の嗜好の多様化、業種・業態を超えた企業間競争の激化など厳しい経営環境が続いておりました。

そのような中、当社は日本一、そして世界の「鳥貴族」を目指し、関西圏、関東圏及び東海圏の3商圏に「鳥貴族」を629店舗展開しております。「経営基盤の再構築と更なる飛躍への挑戦」と位置づけた中期的な経営戦略のもと、マーケティング機能の新設と商品・機器等の開発機能強化により、既存店の売上高向上に取り組むとともに、アメーバ経営による採算管理強化と不採算店舗の整理にも取り組んでおります。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外食業界は甚大な打撃を受け、とりわけ居酒屋においては、来店客数の減少だけでなく、休業や時短営業をせざるを得ない事態に直面いたしました。

しかし、当社は居酒屋の存在価値が無くなったとは考えておらず、むしろウィズコロナにおける人との接触制限や働き方・コミュニケーションのデジタル化の進展を踏まえると、アフターコロナの時代にこそ「人と人が顔をあわせるコミュニケーションの場」「人と人がつながる場」という居酒屋ならではの存在価値が求められると考えております。新型コロナウイルス感染症収束後は、関西圏、関東圏及び東海圏の3商圏以外の日本国内及び海外への「鳥貴族」出店を実現することでさらなる成長を目指すとともに、新たな感染症による休業リスクや鳥貴族業態の将来的な国内飽和を見据えて、新業態の開発と育成に取り組んでおります。

これらの経営戦略を進めるにあたり、当社は持株会社体制へと移行し、持株会社はグループの理念と目指すべき方向を示し挑戦を支える役割を担い、事業を推進する権限と責任を事業会社に委譲することで、激変する環境のもとでも生き抜く経営体制の構築、新事業の創出、人材開発を行ってまいります。

(3) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、既存店の売上高を維持向上することが重要であると考えており、既存店（新規開店した月を除き、12ヶ月以上経過した店舗）の売上高、客数、客単価の前年同月比を客観的な指標としております。また、財務の健全性、安定性を維持するための運転資金の確保と資金効率のバランスを勘案し、自己資本比率40%を財務上の指標としております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当社の事業は大きな影響を受けており、これらに対処するための最優先すべき事項といたしまして、「鳥貴族」全店では日頃からの衛生管理に加え、お客様や従業員の安全に十分注意し感染拡大防止策を徹底し、お客様に安心してご利用いただけるよう努めてまいります。さらに不測の事態が発生した場合でも十分な運転資金を確保できるように努め、既存店売上高の早期回復と徹底した採算管理により、財務状況の改善に努めてまいります。

また、中・長期の経営目標を達成するため、他社との差別化を図り、持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、引き続き以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

内部管理体制の強化

チェーンストアとしての多店舗展開におけるリスクの管理、衛生管理のさらなる向上、コンプライアンス遵守体制の強化を重要事項とし、営業部エリアマネージャーの店舗巡回等や本部を中心とした内部統制の改善を実施してまいります。また、財務報告に関連する内部統制の強化及びアメーバ経営による経営管理システムの構築も重要課題と認識しており、必要に応じて人員の増強を図る方針であります。

既存店売上高の維持向上

外食業界は成熟した市場となっており、個人消費支出における選別化、中食・コンビニエンスストア等を代表とする業界を超えた顧客獲得競争の激化等により、厳しい経営環境となっております。

当社においては、ブランド力をさらに強化し既存店売上高を維持向上させるため、クオリティ(商品品質)・サービス(接客力)・クレンリネス(衛生管理)の強化を全従業員に周知徹底し、お客様満足度の向上に努めてまいります。

商品力の向上

食の安全に対するお客様の意識は一層高まりつつあります。当社では、国産食材にこだわり、産地との良好な関係を構築・維持することで、今まで以上に安全かつ良質な食材の確保に取り組んでまいります。また、お客様のニーズの変化にも迅速に対応できる商品開発や人気メニューのさらなる付加価値向上に取り組んでまいります。

新規出店・投資効果の維持向上

新たな収益を確保するためには、投資効果のさらなる向上が重要課題であると考えております。現在、関西圏、関東圏及び東海圏の3圏での事業展開を行っておりますが、今後は新たな地域への出店も視野に入れ、継続的な成長を目指しております。

また、出店初期投資額の削減、並びに、店舗運営の効率化を行うとともに、マーケティング調査の強化により当社が競争優位となりうる出店候補地の確保に取り組んでまいります。

人財の採用・教育強化

今後、当社の成長には、優秀な人財の確保が必要不可欠と考えております。当社の企業理念を理解し、賛同した人財の採用を最重要課題とし、中途採用だけでなく新卒採用にも積極的に取り組んでまいります。また、外食産業に限らない経験豊富な人財の招聘等により、変化する経営環境に対し柔軟に対応できる組織を目指します。人財教育に関しては各役職・階層別に応じた研修プログラムを充実させ、特に重要な位置づけとなる店長に対しては教育プログラムを強化し、店舗運営力のさらなる向上に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、特段の記載がない限り、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内包しているため実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 市場環境について

外食業界は成熟した市場となっており、個人消費支出における選別化、中食・コンビニエンスストア等を代表とする業界を超えた顧客獲得競争の激化等により、厳しい経営環境となっております。当社では、メニューの改定等により既存店舗の売上高の確保を図ると同時に、直営店舗の新規出店による事業拡大を積極的に行ってまいりますが、外食産業における市場環境の悪化が進む場合には、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 店舗コンセプトについて

当社は現在、「鳥貴族」のブランドで単一業態による店舗展開を行っております。焼鳥専門店に特化し、資本・人材・ノウハウの集中投下と業務オペレーションの均一化を行うことにより、景気変動に左右されにくい収益性の維持に取り組んでまいりますが、これらの施策が必ずしも継続的に顧客に受け入れられる保証はなく、その場合には当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 新規出店計画について

新規出店については、従来の不動産業者等からの外部情報に加え、取引先業者、取引先銀行からも幅広く情報を入手するように努めておりますが、当社のニーズに合致する物件が必ずしも確保されるとは限りません。また、仮に当社の計画に沿った物件を確保しても、計画した店舗収益を確保できない可能性があります。当社では、新規出店の物件確保及び収益性の確保等に努めてまいりますが、新規出店が計画どおり遂行できない事態が発生した場合または計画した店舗収益を確保できない場合、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 賃貸借による店舗展開について

当社の本社事務所及び直営店舗はそのほとんどが建物を賃借しており、賃貸借契約に対して保証金等を差入れています。2020年7月31日現在の敷金及び差入保証金の残高は1,596,874千円となっており、総資産に占める比率は8.0%であります。

当社は新規に出店する際の与信管理を徹底しておりますが、賃貸人の財政状態が悪化した場合、差入保証金（敷金・保証金）の一部または全部が回収不能となることや賃借物件の継続的使用が困難となることが考えられます。その場合、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 鳥貴族カムレードチェーン加盟店について

カムレードチェーン加盟店の店舗展開について

当社では直営店の店舗展開のほか、カムレードチェーン加盟店による店舗展開の拡大を推進しております。当社はカムレードチェーン加盟店に対してサービスや衛生管理の指導を行う義務が生じ、その対価としてロイヤリティ収入等を収受しております。

外食産業全般の市場縮小やカムレードチェーン加盟に積極的な企業の業績悪化等により、当社のカムレードチェーン加盟企業数が減少した場合、もしくはカムレードチェーン加盟企業の店舗が退店した場合には、ロイヤリティ収入等が減少し、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

カムレードチェーン加盟店への店舗運営指導について

当社はカムレードチェーン加盟店に対してカムレード契約に基づき、ホールオペレーション、キッチンオペレーション及び衛生管理等の店舗運営に係る指導を実施しております。

しかし、カムレードチェーン加盟企業において当社の指導に従ったサービスの提供が行われない場合や衛生管理面の問題が生じた場合、当社ブランドの価値が毀損し、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 商標権について

当社は商標権を取得し管理することで当社のブランドを保護する方針であります。

第三者が類似した商号等を使用し、当社のブランドの価値が毀損された場合、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 商品表示について

外食産業においては、一部企業の産地偽装や賞味期限の改ざん等が発生するなど、食の安全性だけでなく、商品表示の適正性、信頼性等においても消費者の信用を失墜する事件が発生しております。当社は、適正な商品表示のため社内体制の整備・強化に全社一丸となって注力しておりますが、食材等の納入業者も含めて、万が一、表示内容に重大な誤りが発生した場合には、社会的信用の低下等により、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 出店後の環境変化について

当社は新規出店をする際には、商圈誘引人口、競合店調査、賃借条件等の立地調査を綿密に行った上で意思決定しております。しかしながら、当社の出店後に交通アクセスが変化した場合や、同業他社等から新規参入があった場合には、当初の計画どおりに店舗収益が確保できず、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材採用及び教育について

当社が安定的な成長を達成していくためには、優秀な人材の確保が必要であります。当社の経営理念を理解し、賛同した人材確保を最重要課題として、新規学卒採用だけでなく、既存店舗に勤務しているパートタイマー・アルバイトからの社員登用や、中途採用など、優秀な人材の獲得に取り組んでまいります。また人材教育に関しては、実践的な技術指導に加え、理念教育を重点的に行う事により当社の核となり得る人材を育成してまいります。しかしながら、当社直営店及びカムレード加盟企業の出店の拡大に対する人材の確保及び教育が追いつかない場合には、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 従業員の処遇について

短時間労働者に対する社会保険加入義務化の適用基準拡大について

当社の店舗運営において短時間労働者は不可欠なものとなっており、2020年7月31日現在で8,233名のパートタイマー及びアルバイトを雇用しております。そのうち社会保険加入義務のある対象者は少数であります。今後、短時間労働者の社会保険加入義務化の適用が拡大された場合には、保険料の増加、パートタイマー及びアルバイト就業希望者の減少等により、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

その他労働法の強化等について

現状、当社は法令等で定められた労働規制等については適正に遵守しておりますが、今後この規制基準等が強化・拡大された場合には、法定福利費の増加及び人員体制強化に伴う費用の増加等により、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制について

当社は、「鳥貴族」の単一業態として事業を展開しておりますが、事業に関する法規制等は多岐にわたっております。当社では、コンプライアンス委員会を組織し、コンプライアンス体制の強化に努めておりますが、万が一重大な不祥事やコンプライアンス上の問題が発生した場合や、既存の法規制等の改正または新たな法規制等の制定が行われた場合には、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社事業に関わる法規制等のうち、特に影響が大きいと考えられるものは以下のとおりです。

食品衛生法への対応について

当社は、食品衛生法（1947年法律第233号）の規定に基づき、管轄保健所を通じて飲食業の営業許可を取得し、各店舗では食品衛生管理者を管轄保健所に届け出ております。その上で、各店舗における衛生管理の強化に取り組んでおり、食中毒等の重大事故の未然防止に努めております。しかしながら、今後、食中毒等の事故が発生した場合には、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）について

2001年5月に施行された「食品循環資源の再利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）により年間100トン以上の食品廃棄物を排出する外食業者（食品関連事業者）は、食品廃棄物の発生量の抑制、減量及び再生利用を通じて、食品残渣物の削減を義務付けられております。当社は食品残渣物を削減するための取り組みを鋭意実施しておりますが、今後法的規制が強化された場合には、その対応のために、設備投資等に関連する新たな費用が発生し、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

深夜0時以降も営業する店舗につきましては、深夜営業について「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制を受けております。各店舗における届出等、当該法令に定める事項の厳守に努めておりますが、法令違反等が発生した場合には、一定期間の営業停止等が命ぜられ、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12)鳥インフルエンザについて

当社は鶏肉の仕入ルートとして国内に複数の産地を確保しておりますが、同時多発的に鳥インフルエンザが発生した場合、鶏肉の確保が出来ず営業を休止せざるを得ない事態に至るおそれがあり、また、鳥インフルエンザの発生により鶏肉に対する風評被害が発生し消費者より敬遠される等の事態に陥った場合には、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13)材料価格の高騰について

近年発生した原油相場高騰に伴う穀物相場等の高騰にとどまらず、天候不順による野菜価格の高騰並びに政府によるセーフガード（緊急輸入制限措置）等の発動など需給関係の急激な変動による食材価格の高騰の可能性等、当社が購入している原材料には価格が高騰する可能性のあるものが含まれております。当社は安心かつ安全な原材料の調達に向けた調達ルートの多様化に引き続き取り組んでまいりますが、このような事象が発生し、原材料価格が高騰した場合、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14)有利子負債依存度について

当社は、店舗建築費用及び差入保証金等の出店資金を主に金融機関からの借入れにより調達しているため、総資産に占める有利子負債（借入金、リース債務）の割合が、2020年7月31日現在で44.7%と高い水準にあります。今後の出店等に伴う資金調達について、引き続き経済情勢や金利動向、財務バランスを総合的に勘案し、有利子負債の適正な水準の維持に努めながら事業展開を行う予定ですが、今後有利子負債依存度が高い状態で金利が上昇した場合には、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は財務基盤の安定化のため運転資金確保を目的に、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。それぞれ当該コミットメントライン契約及び借入金の中には財務制限条項が設けられているものがおります。従前より金融機関とは持続的に良好な関係を築いておりますが、同条項に抵触した場合、金利の上昇や、期限の利益を喪失することにより、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15)減損損失について

外的環境の著しい変化等により、店舗収益性が悪化し、事業計画において計画した店舗収益性と大きく乖離した場合、固定資産及びリース資産について減損損失を計上することとなり、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16)特定地域に対する依存度等について

当社の直営店舗出店地域は、関西圏、関東圏及び東海圏の3商圏となっており、特に関西圏においては、大阪府に本社及びタレ工場を設置しております。

当社は当面の間上記3商圏を中心に事業展開を計画しておりますが、地震等の自然災害が発生し、店舗設備、本社社屋及びタレ工場の損壊などによる営業の一時停止や、道路網の寸断、交通制御装置の破損等により事業の運営が困難になった場合、あるいは同地域に特定した経済的ダメージが発生し消費者の消費環境が悪化した場合には一時的に来客数が著しく減少する可能性があります。また、自然災害等による店舗、本社社屋またはタレ工場設備の損壊の程度によっては、大規模な修繕の必要性から、多額の費用が発生する可能性があり、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17)個人情報について

当社は、顧客満足度向上のために顧客情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に定める「個人情報取扱事業者」に該当し、個人情報の取扱いに関して一定の義務を負っております。そのため当社では、個人情報管理規程を策定し、社内の管理体制には万全を期しております。しかしながら、個人情報が外部へ漏洩するような事態が発生した場合には、当社の信用低下による売上の減少や損害賠償による費用の発生等により、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18)配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営目標と認識しており、剰余金の配当につきましては、毎期の業績、財政状況を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。

しかしながら、当社の業績が計画どおりに進展しない場合には、配当を実施できない可能性があります。

(19)新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（2）経営環境及び経営戦略等、（4）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」及び「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要」の項目にも記載いたしましたが、当社は、厚生労働省や各自治体、日本フードサービス協会等の新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、お客様や従業員の安全に十分注意し感染拡大防止策を徹底して店舗運営を行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため自治体ごとに休業や営業時間短縮に関する要請が実施され、今後、事態が長期化又は更なる感染拡大が進行した場合は、来店客数の減少等が生じ、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の激化や中国の景気減速懸念、日韓関係をはじめ海外における不安定な政治動向等に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、人手不足を背景とした人件費の上昇、消費税率の引き上げ等に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出自粛要請や営業時間短縮要請等により、さらに厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社では中期経営計画（2019年8月～2024年7月）を「経営基盤の再構築と更なる飛躍への挑戦」と位置づけ、中期経営計画の初年度である当事業年度は、既存店の売上強化と採算管理強化を重要課題とし、顧客価値の向上による売上最大と徹底したコスト管理に取り組むことで採算性の向上に努めてまいりました。

10月のメニュー改編では新たな焼鳥メニューとして「ちからこぶ（タレ・塩）」を商品化し高い支持を得ているとともに、期間限定メニューとして「とりメンチカツ」「炙りささみ燻製」「だし巻き」「淡路島産新玉ねぎの揚げだし」を順次商品化し、焼鳥を中心とする新たなメニュー提案を行ってまいりました。また、「プレモル・メガハイ大還元祭」「新トリキワイン試飲キャンペーン」を実施し、「鳥貴族」の魅力をお客様に伝えることで顧客価値の向上に努めてまいりました。これらの施策に加えて、WEB予約可能な店舗を全店（一部除く）に拡大し、当日予約にも柔軟に対応できる体制を構築することで、お客様の利便性向上に努め、既存店売上高の向上に繋げております。これらの取り組みにより2020年2月度まで売上高は堅調に推移いたしました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を背景に、国内におきましても政府、各自治体からの各種要請等を踏まえ、感染拡大の防止のため2020年4月4日から5月18日までの期間は、直営店全店の営業を自粛し臨時休業を行いました。5月19日以降、順次営業を再開し厚生労働省や各自治体、日本フードサービス協会等の新型コロナウイルス感染症対策に取り組み店舗運営を行ったものの、各自治体からの要請に基づく営業時間の制限、外出自粛要請等の影響により、当事業年度の既存店売上高及び来店客数はそれぞれ前事業年度比79.0%及び78.3%に留まりました。

なお、当事業年度は1店舗の新規出店と31店舗の退店があり、当事業年度末日における「鳥貴族」の店舗数は629店舗（前事業年度末比30店舗の純減）、当社の直営店は393店舗（前事業年度末比20店舗の純減）となりました。

以上の結果、当事業年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための営業自粛が大きく影響し、売上高は27,539,624千円（前事業年度比23.2%減）となりました。また、売上の減少に対処すべく徹底した原価管理・コスト管理を実施いたしましたが、売上総利益は19,603,336千円（同22.0%減）、販売費及び一般管理費は18,620,052千円（同22.2%減）となり、営業利益は983,283千円（同17.4%減）、経常利益は955,706千円（同16.5%減）となりました。また、雇用調整助成金768,316千円を特別利益として計上し、営業自粛期間における店舗臨時休業による損失1,890,339千円を特別損失として計上したこと等により、当期純損失763,329千円（前事業年度は当期純損失286,112千円）となりました。

なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

財政状態の状況は以下の通りであります。

総資産は、前事業年度末と比べて2,825,728千円増加し19,953,267千円となりました。流動資産は、主に資金調達により現金及び預金が4,569,698千円増加したこと等により、前事業年度末と比べて4,438,682千円増加となりました。固定資産は、減価償却に加え、不採算店舗の撤退及び減損損失を計上したことにより、建物（純額）が1,276,532千円減少し、リース資産（純額）が479,014千円減少したこと等により、前事業年度末と比べて1,612,954千円減少し9,778,408千円となりました。

負債合計は、前事業年度末と比べて3,682,091千円増加し14,286,008千円となりました。流動負債は、売上高減少に伴い全般的に減少し、前事業年度末と比べて1,569,579千円減少し5,362,301千円となりました。固定負債は、コロナ禍に備え手元資金を厚く保持するため資金調達を行い、長期借入金が5,750,907千円増加したこと等により、前事業年度末と比べて5,251,671千円増加し8,923,706千円となりました。

純資産につきましては、前事業年度末と比べて856,363千円減少し5,667,259千円となりました。これは利益剰余金が、当期純損失の計上により減少したことに加え、配当金の支払いにより減少したこと等によるものであり、自己資本比率は28.4%（前事業年度末は38.1%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比較し4,547,333千円増加し、8,738,077千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、191,136千円の支出（前事業年度は2,171,569千円の収入）となりました。主な要因は税引前当期純損失を計上したことによるものであります。主な内訳は、税引前当期純損失952,785千円に減価償却費1,296,509千円、減損損失820,881千円等を加えた額から、前受収益の減少652,929千円、未払金の減少431,599千円等を減じた額によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、247,909千円の支出（前事業年度は1,331,066千円の支出）となりました。これは主に、既存店の改装や機器の入替え等に伴う有形固定資産の取得による支出227,295千円及び退店店舗における資産除去債務の履行による支出64,629千円を計上したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、財務活動におけるキャッシュ・フローは、4,986,379千円の収入（前事業年度は1,143,904千円の支出）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出799,573千円及びリース債務の返済による支出613,906千円に対し、長期借入れによる収入6,500,000千円を計上したこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績

当社は、焼鳥のタレを自社工場で生産しておりますが、金額的重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(b) 仕入実績

当事業年度における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	前年同期比(%)
飲食事業(千円)	7,781,015	73.9
合計(千円)	7,781,015	73.9

- (注) 1. 当社の事業区分は「飲食事業」の単一セグメントであります。
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(c) 受注実績

当社は、一般消費者へ直接販売する飲食事業を行っておりますので、記載しておりません。

(d) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	前年同期比(%)
飲食事業(千円)	27,539,624	76.8
合計(千円)	27,539,624	76.8

- (注) 1. 当社の事業区分は「飲食事業」の単一セグメントであります。
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

既存店の売上高、客数、客単価の前年同月比は以下のとおりであります。

		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	累計
合 計	売上高	95.9	99.9	94.6	101.5	101.7	107.5	106.0	83.9	3.9	12.1	73.2	76.8	79.0
	客数	98.9	102.1	95.1	103.4	101.5	107.6	105.6	81.1	3.8	11.2	67.7	71.3	78.3
	客単価	97.0	97.8	99.5	98.1	100.1	99.9	100.4	103.5	102.5	107.7	108.2	107.7	101.0

(a) 財政状態の状況

当事業年度の財政状態の状況につきましては、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載したとおりであります。

(b) 経営成績の状況

当事業年度の財政状態の状況につきましては、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載したとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(a) キャッシュ・フローの状況

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載したとおりであります。

(b) 資本の財源及び資金の流動性

・資金需要

当社の資金需要は主に大きく分けて運転資金需要、設備資金需要があります。運転資金需要は食材仕入のほか、販売費及び一般管理費の営業費用であります。営業費用の主なものは、人件費、店舗賃借料及び店舗運営に係る費用（水道光熱費・修繕費等）であります。設備資金需要につきましては、飲食事業における新規出店や既存店舗の改装費用等であり店舗設備に係る設備投資であります。

・財政政策

当社は、運転資金及び設備資金につきましては、まず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について有利子負債の調達を実施しております。このうち、運転資金及び既存店舗の設備資金については内部資金を活用し、新規に出店する店舗設備等の設備資金については変動金利の長期借入金及びリース契約により調達しております。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金は自己資金を基本としており、長期借入金及びリース等の長期資金の調達については、事業計画に基づく資金需要、金利動向等の調達環境、既有利子負債の償還時期等を考慮の上、調達規模、調達手段を適宜判断していくこととしております。

当事業年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、財務基盤の安定化を図るため、複数の金融機関からの借入により6,500,000千円の運転資金を確保しております。さらに複数の金融機関との間で合計4,000,000千円のコミットメントライン契約を締結しております（借入未実行残高4,000,000千円）。

当事業年度末において、当社が締結しているコミットメントライン契約の合計5,500,000千円であります。（借入未実行残高5,500,000千円）。

なお、当事業年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は8,912,615千円であり、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は8,738,077千円となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たっては、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような経営者の見積り及び予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、見積り及び予測を行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (追加情報) 2. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りについて」に記載しております。

(繰延税金資産)

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

(固定資産の減損)

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、将来キャッシュ・フローの見積り額の前前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

4【経営上の重要な契約等】

カムレード契約

当社はカムレードチェーン加盟店との間で、以下のような要旨の加盟契約を締結しております。

(1) 契約の内容

当社は、その有する営業ノウハウと「鳥貴族」の商標（サービスマーク）を使用して焼鳥屋を営業する資格ないし権利を加盟店に付与し、マニュアル等の印刷物、担当指導員の指導等を通じて加盟店の経営、店舗の営業を支援する。加盟店は、契約に定める事項、貸与ないし供与されたマニュアル並びに当社の指示を遵守して営業に従事し、その発展に邁進するものとし、契約に定める加盟金、ロイヤリティを支払う。

(2) 契約期間

契約締結日を開始日として、満7年を経過した日を終了日とする。

(3) 契約更新

契約満了の3カ月前までに両当事者のいずれからも解約の申入れがない場合は、2年毎に自動的に更新される。

「カムレードチェーン」につきましては、「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照下さい。

吸収分割契約

当社は、2020年6月5日に開催の取締役会において、吸収分割の方式により、当社の飲食事業を当社の100%出資の子会社「株式会社鳥貴族分割準備会社」（以下、「承継会社」といいます。）へ移行する決議を行い、同年9月18日に、承継会社との間で吸収分割に関する契約を締結しました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

5 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資につきましては、既存店の改装や機器入替え等を行い、その設備投資総額は262,685千円となりました。また不採算店舗を整理し、鳥貴族の店舗網の再構築を行ったこと等により、19店舗退店しております。なお、当社は「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社は「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

2020年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					合計 (千円)	従業員数 (人)
		建物 (千円)	機械及び装置 車両運搬具 (千円)	工具、 器具及び備品 (千円)	リース 資産 (千円)	無形 固定資産 (千円)		
本社及び工場 (大阪市浪速区)	事務所設備等	27,290	387	11,543	-	59,113	98,334	78 (4)
鳥貴族関目店他35店 (大阪府)	営業用店舗設備	399,835	-	29,310	22,876	-	452,023	79 (264)
鳥貴族西大路店他22店 (京都府)	営業用店舗設備	235,821	0	9,682	15,256	-	260,760	41 (142)
鳥貴族阪急三宮駅前店他18 店 (兵庫県)	営業用店舗設備	263,734	-	8,614	28,265	-	300,614	37 (137)
鳥貴族新大宮店他8店 (奈良県)	営業用店舗設備	107,034	-	3,301	9,862	-	120,198	16 (57)
鳥貴族石山店他6店 (滋賀県)	営業用店舗設備	89,726	-	1,689	10,476	-	101,892	11 (41)
鳥貴族中野北口店他160店 (東京都)	営業用店舗設備	2,020,721	-	66,171	184,411	-	2,271,305	362 (1,106)
鳥貴族行徳店他28店 (千葉県)	営業用店舗設備	428,389	-	10,978	47,682	-	487,050	48 (181)
鳥貴族西川口店他35店 (埼玉県)	営業用店舗設備	715,112	-	16,583	77,571	-	809,267	57 (213)
鳥貴族溝の口北口店他3店 (神奈川県)	営業用店舗設備	114,372	-	2,169	10,770	-	127,312	8 (27)
鳥貴族錦三袋町店他49店 (愛知県)	営業用店舗設備	722,534	-	18,880	75,508	-	816,923	88 (314)
鳥貴族岐阜阜羽島店他7店 (岐阜県)	営業用店舗設備	185,624	-	4,160	24,764	-	214,550	12 (50)
鳥貴族浜松有楽街店他7店 (静岡県)	営業用店舗設備	220,048	-	4,115	25,017	-	249,182	14 (46)
鳥貴族四日市店他2店 (三重県)	営業用店舗設備	84,725	-	1,677	9,956	-	96,360	3 (17)

(注) 1. 帳簿価額のうち「無形固定資産」は、ソフトウェア及び電話加入権であります。

2. 帳簿価額には、建設仮勘定は含んでおりません。

3. 金額には消費税等を含めておりません。

4. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

5. 上記の他、本社及び工場並びに店舗を賃借しております。

本社及び工場の年間賃借料は10,901千円であり、店舗の年間賃借料は2,774,225千円であります。また、差入保証金は1,596,874千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の重要な設備の新設・改修及び除却等の計画は下記のとおりであります。

なお、当社は「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

(1) 重要な設備の新設・改修

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

業績不振店の7店舗の撤退を決議しております。なお、当該店舗につきましては減損損失を計上済みであります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,847,200
計	30,847,200

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年7月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年10月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,622,300	11,622,300	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であり ます。単元株式 数は100株であ ります。
計	11,622,300	11,622,300	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2015年8月1日 (注)1	7,568,200	11,352,300	-	1,474,174	-	1,464,174
2015年8月1日～ 2016年7月31日 (注)2	231,000	11,583,300	14,511	1,488,685	14,511	1,478,685
2016年8月1日～ 2017年7月31日 (注)2	39,000	11,622,300	3,144	1,491,829	3,144	1,481,829

(注)1. 株式分割(1:3)によるものであります。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	21	19	84	61	28	13,544	13,757	-
所有株式数(単元)	-	16,768	784	17,490	3,270	35	77,821	116,168	5,500
所有株式数の割合(%)	-	14.43	0.67	15.06	2.82	0.03	66.99	100.0	-

(注) 1. 「金融機関」には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式34,700株(347単元)が含まれております。

2. 「単元未満株式の状況」には、当社が保有する自己株式64株が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
大倉 忠司	大阪府東大阪市	2,720,000	23.40
株式会社大倉忠	大阪府東大阪市	1,178,900	10.14
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	842,300	7.25
サントリー酒類株式会社	東京都港区台場2丁目3番3号	260,000	2.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	192,100	1.65
中西 卓己	大阪府大阪市	180,404	1.55
株式会社関西みらい銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号	180,000	1.55
鳥貴族従業員持株会	大阪府大阪市浪速区立葉1丁目2番12号	178,800	1.54
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	134,900	1.16
麒麟麦酒株式会社	東京都中野区中野4丁目10番2号	120,000	1.03
計	-	5,987,404	51.52

(注) 1. 上記株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、842,300株であります。

2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、192,100株であります。

3. 上記株式会社日本カストディ銀行(信託口5)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、134,900株であります。

4. 所有株式数には、当社役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

5. 2018年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者であるブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー、ブラックロック・インターナショナル・リミテッドが2018年2月28日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年7月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番3号	175,200	1.51
ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルク大公国 L-1855 J.F.ケネディ通り 35A	252,400	2.17
ブラックロック・インターナショナル・リミテッド	英国 エディンバラ センプル・ストリート 1 エクスチェンジ・プレース・ワン (郵便番号 EH3 8BL)	46,400	0.40

6. 2020年6月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社が2020年6月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年7月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
レオス・キャピタルワークス株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目11番1号	792,700	6.82

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,616,800	116,168	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 5,500	-	-
発行済株式総数	11,622,300	-	-
総株主の議決権	-	116,168	-

(注)1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式34,700株(議決権347個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社が保有する自己株式64株が含まれております。

【自己株式等】

2020年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入

業績連動型株式報酬制度の概要

当社は、2016年10月26日開催の第30期定時株主総会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（= Board Benefit Trust）」を導入しております。

取引の概要

本制度は、当社が定める「役員株式給付規程」に従って、当社の取締役に対して、その役位や業績達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式を給付する仕組みであります。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としております。取締役に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

取締役に給付する予定の株式の総数

34,700株

BBT制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	26	56,316
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	64	-	64	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主への利益還元を行うことを重要な経営目標と認識しており、毎期の業績、財政状況を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。

当社の剰余金の配当は、中間及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり4円の間配当を実施いたしました。しかしながら、期末配当につきましては、当期業績等に鑑み、誠に遺憾ではありますが無配といたしました。なお、2021年7月期の配当につきましては、現段階では未定といたしました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、一層の事業拡大を目指すため、中長期的な投資原資として利用していく予定であります。具体的には、店舗の改装費のほか、今後の事業展開のための人材の育成など、将来の利益に貢献する有効な投資資金として活用しつつ、より一層の財務体質強化にも努める所存であります。

当社は、取締役会の決議により、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2020年3月6日 取締役会決議	46,488	4

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「焼鳥屋で世の中を明るくしたい」という「鳥貴族のうめぼれ」を、創業以来の変わらない「永遠の理念」とし、そして「外食産業の社会的地位向上」に貢献することを、「永遠の使命」と位置付け、さらには、永続する「永遠の会社」となることを目的としております。

このために、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員ひいては社会全体との共栄及び、経営戦略の策定や経営の意思決定を通じた企業価値の最大化を目指しております。コーポレート・ガバナンスの遵守は、これらを達成する上で重要な事項と考えております。

透明かつ公正な経営を最優先に考え、様々な観点からコーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指すべく、今後も株主総会の充実をはじめ、取締役会の活性化、監査役の監査機能の強化及び積極的な情報開示に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社の形態を採用し、独立性の高い複数の社外監査役を選任するとともに、監査役の機能を強化することで、当社における業務執行に対する管理・監督機能の充実を図っております。

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、社内の統治体制の構築のためコンプライアンス委員会を設置しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

当社の各機関の内容は以下のとおりであります。

(取締役会)

当社の取締役会（議長は代表取締役社長）は、社内取締役5名及び社外取締役2名により構成され、経営方針の策定、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置付け運営されております。原則として、毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、経営に対する牽制機能を果たすべく、監査役が取締役会へ出席しております。

(監査役会)

監査役会は常勤監査役1名（原田雅彦 議長）及び社外監査役2名（疋田実、石井義人）で構成されており、原則として毎月1回開催されております。

監査役監査につきましては、取締役及び従業員からの報告收受など法律上の権利行使を行うほか、全員が株主総会や取締役会へ出席していることや、常勤監査役は、重要な経営会議への出席、リスク管理委員会やコンプライアンス委員会への出席、各部署への往査など実効性のあるモニタリングに取り組むことで、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

なお、社外監査役は、公認会計士及び弁護士であり、職業倫理の観点より経営監視を実施しております。

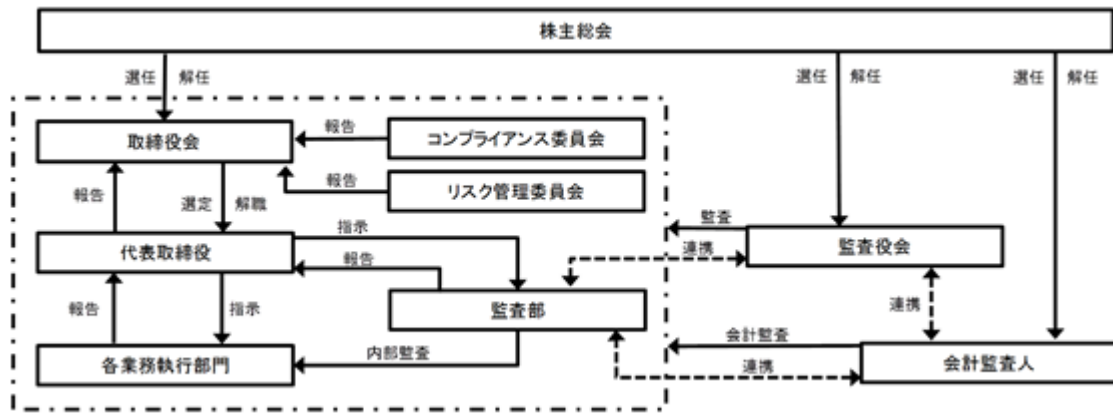
(コンプライアンス委員会)

管理部をコンプライアンスの統括部署として、組織横断的に構成されたコンプライアンス委員会を原則として3ヵ月に1回開催し、役職員に対する教育研修体制を構築するとともに、食品衛生法・金融商品取引法・会社法などをはじめとする諸法令等に対する全従業員のコンプライアンス意識を高めるための取り組みを行っております。なお、当該委員会の委員長は取締役 山下陽であり、過去に営業、また人事部門の責任者を務め、法令順守・企業倫理に対する豊富な知識・実績とともに優れた見識を有しており、選任しております。

(リスク管理委員会)

管理部をリスク管理の統括部署として、組織横断的に構成されたリスク管理委員会を設置し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の提供の共有等に関する様々な活動を行っております。またリスク管理研修等の社内啓蒙活動への助言・指導を行っております。なお、当該委員会の委員長は取締役 道下聡であり、過去に管理部門の責任者を務め、危機管理に対する豊富な経験・実績とともに優れた見識を有しており、選任しております。

当社の機関、経営管理体制及び内部統制の仕組みは以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

(a)内部統制システムの整備の状況

当社の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりです。

- イ 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」を制定し、役職員はこれを遵守する。
 - ・ 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うと共に、取締役から業務執行に関し報告を受ける。
 - ・ 役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、監査部は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役会議事録、株主総会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。
 - ・ 文書管理部署である管理部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供する。
- ハ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・ 取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各役職員に伝達する。また、社長は取締役会において経営の現状を説明し、各取締役は各部門の業務執行状況を報告する。
 - ・ 職務権限規程や業務分掌規程等の社内諸規定に基づき、取締役・使用人の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については決裁制度の見直しを適宜行い、権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
- ニ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 代表取締役社長及び監査部は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ・ 監査役は、取締役会をはじめ、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
 - ・ 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高める。
- ホ 財務報告の適正性を確保するための体制
 - ・ 財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

(b)リスク管理体制の整備の状況

当社の損失の危険に関して、管理部をリスク管理の統括部署として、組織横断的に構成されたリスク管理委員会を設置し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有等に関する様々な活動を行っております。またリスク管理研修等の社内啓蒙活動への助言・指導を行っております。組織横断的リスクの全社的対応は管理部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行っております。重要度の高いリスクについては、代表取締役社長を中心に対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止しております。

その他当社定款規定について

(a)取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

(b)取締役等の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

(c)責任限定契約の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。なお、当社と社外取締役及び監査役は、同規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役もしくは監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(d)取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(e)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(f)中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(g)自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	大倉 忠司	1960年2月4日生	1982年11月 やきとり道場入社 1986年9月 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	2,720,000
専務取締役 開発・営業管掌 店舗開発部、 TCC事業部担当	中西 卓己	1963年10月5日生	1987年4月 株式会社近畿ハイム入社 1988年11月 当社入社 1989年5月 当社 取締役就任営業部長 1991年4月 当社 専務取締役就任営業本部長 2009年8月 当社 専務取締役管理本部長 2010年12月 当社 専務取締役営業本部長 2013年11月 当社 専務取締役営業本部シニアディレクター 2014年8月 当社 専務取締役開発本部シニアディレクター 2015年11月 当社 専務取締役 2017年8月 当社 専務取締役店舗開発部長 2019年2月 当社 専務取締役(現任)	(注)3	180,404
常務取締役 商品・管理管掌 商品部、購買部、 管理部担当	青木 繁則	1965年1月9日生	1987年4月 当社入社 1989年5月 当社 取締役就任商品開発本部長 2009年8月 当社 常務取締役就任開発部部长 2012年11月 当社 常務取締役商品部部长 2013年11月 当社 常務取締役商品部ディレクター 2016年8月 当社 常務取締役商品部部长 2017年8月 当社 常務取締役(現任)	(注)3	100,560
取締役 経営企画室担当	道下 聡	1977年1月14日生	2004年4月 税理士法人廣木会計社入社 2007年7月 当社入社 2010年8月 当社 管理部部長兼管理課課長 2010年12月 当社 取締役就任管理部部長 2013年11月 当社 取締役管理部ディレクター 2016年8月 当社 取締役経営企画室室長(現任)	(注)3	50,607
取締役 人財本部担当	山下 陽	1976年9月13日生	2000年4月 当社入社 2008年1月 当社 関東エリア統括マネージャー 2010年6月 当社 常勤監査役就任 2012年10月 当社 取締役就任人事部部长 2013年11月 当社 取締役人財部ディレクター 2014年8月 当社 取締役営業本部シニアディレクター 2016年8月 当社 取締役 2019年2月 当社 取締役人財本部本部長兼理念推進室室長(現任)	(注)3	50,308
取締役	清宮 俊之	1974年5月16日生	2014年1月 株式会社力の源ホールディングス 代表取締役社長兼COO 株式会社力の源カンパニー 代表取締役社長 株式会社力の源パートナーズ 取締役 株式会社AKB 代表取締役社長 2014年11月 株式会社力の源グローバルホールディングス 代表取締役社長 2019年4月 ランプ株式会社設立 代表取締役CEO(現任) 2019年7月 株式会社平田牧場 顧問(現任) 株式会社R-body project 顧問(現任) 株式会社魅力屋 顧問(現任) 株式会社リカバリー 社外取締役(現任) 2019年8月 株式会社俺カンパニー 社外取締役(現任) 2019年10月 当社 取締役就任(現任) 2020年7月 株式会社挽肉と米 代表取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	佐々木 節夫	1955年4月29日生	2000年6月 京セラコミュニケーションシステム株式会社 取締役 2006年4月 同社 常務取締役ICT営業本部長 2008年4月 同社 専務取締役ICT事業統括本部長 2012年4月 同社 代表取締役 京セラ株式会社 執行役員 2016年3月 Sectage合同会社設立 代表社員(現任) 2017年3月 株式会社レッグス 取締役(現任) 2019年10月 当社 取締役就任(現任)	(注)3	-
常勤監査役	原田 雅彦	1953年10月16日生	2011年2月 株式会社ホック 入社 2012年1月 当社 入社 2012年4月 当社 常勤監査役就任(現任)	(注)4	2,673
監査役	石井 義人	1959年4月22日生	1994年4月 石井義人法律事務所開設(現任) 2010年10月 当社 非常勤監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	疋田 実	1957年3月11日生	1994年9月 疋田公認会計士事務所開設(現任) 2011年10月 当社 非常勤監査役就任(現任)	(注)4	-
計					3,104,552

- (注) 1 取締役のうち、清宮俊之及び佐々木節夫は社外取締役であります。
2 監査役のうち、石井義人及び疋田実は、社外監査役であります。
3 2019年10月開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4 2017年10月開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5 所有株式数には、当社役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の氏名および略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
平岩 雅司	1973年6月6日生	2007年8月 有限責任 あずさ監査法人 入所 2013年8月 平岩公認会計士事務所 開設(現任) 2015年3月 監査法人和宏事務所 入所 2017年5月 監査法人和宏事務所 代表社員(現任)	(注)	-

(注) 監査役に就任した場合の任期は、就任した時から退任した監査役の任期が満了する時までであります。

社外役員の状況

当社は、経営の透明性及び公正性を強化し、非支配株主の立場に近い社外取締役を選任することが必要であると考え、社外取締役を2名選任しております。また、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。

社外取締役である清宮俊之氏及び佐々木節夫氏と当社との間には、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、当社の事業関係における業務執行者にも該当していません。

当社は、社外取締役に対し、取締役会において、客観的な立場から、企業経営の豊富な経験や専門的な知見等に基づく発言を行うことにより、重要な業務執行及び法定事項についての意思決定並びに職務執行の監督という取締役会の企業統治における機能・役割を期待しており、企業経営の豊富な経験や専門的な知見等を有する者の中から選任しております。清宮俊之氏は株式会社力の源ホールディングスなどにおいて要職を歴任し、現在も複数の企業において経営に携わるなど、企業経営や外食産業に関する国内外での豊富な経験、見識を有していることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外取締役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。佐々木節夫氏は京セラコミュニケーションシステム株式会社や京セラ株式会社において要職を歴任し、アメーバ経営をはじめとする企業経営に関する豊富な経験、見識を有していることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外取締役であることから独立役員として届け出ております。

社外監査役である石井義人氏及び疋田実氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、当社の事業関係における業務執行者にも該当していません。

当社は、社外監査役に対し、様々な分野における専門的な知見を活かし、客観的かつ中立的な立場から取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能を発揮することを期待しており、実質的な中立性及び独立性を有する者の中から選任することとしております。

社外監査役疋田実氏は、公認会計士として長年培われた専門的な税務及び会計に関する知識と、経営に関する高い見識を当社の監査体制に反映するため、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外監査役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

社外監査役石井義人氏は、弁護士として長年培われた専門的な法律全般に関する知識と、経営に関する高い見識を当社の監査体制に反映するため、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外監査役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

社外監査役はこれらの専門性を活かし、客観的、中立的な立場から経営全般を監視・監査すると共に、内部監査部門と連携し、必要に応じて業務監査にも参画しております。また、代表取締役との随時の会合により、経営全般の意見交換を実施しております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針を明確に定めたものではありません。しかしながら、社外取締役及び社外監査役の選任に際しましては、十分な見識及び専門的な知識を有しており、当社から独立した立場から客観的な意見を述べていただけるかという点を重視して個別に判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。当該社外取締役及び社外監査役と内部統制部門との連携につきましては、社外取締役及び社外監査役の求めに応じて聴取を受ける、法定開示資料等を事前に社外取締役及び社外監査役へ提出する、及び、取締役会の参考資料を事前に配布する等の情報提供を行っております。なお、当社における内部統制部門とは、主に管理部の下位組織である経理課、経営管理課、総務課及び情報システム課を指します。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役は、監査役会（常勤監査役1名、社外監査役2名）で定めた監査方針・基本計画に基づき、取締役会や重要な会議・委員会への出席、各部署への往査のほか、会計監査人による四半期監査報告会やその四半期報告会とは別途、会計監査人の実務担当者とも定期的に面談を行っており、当社の運営状況や会計監査状況の進捗について、監査上、必要な情報収集を適宜実施しております。

監査役は、内部監査部門の監査に同行する事や、内部監査状況の報告ミーティングを月次で実施しております。また、監査上重要性が高いと判断した場合は必要に応じて往査を行い、適時、取締役会や常勤役員会議にて確認するなどの情報共有を積極的に行っております。

監査役と内部監査部門、会計監査人は、定期的な会合等で連携しながら、効果的かつ効率的な監査に努めております。

なお、社外監査役 石井義人氏は弁護士としての専門的知見及び企業法務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。社外監査役 疋田実氏は公認会計士としての専門的知見及び企業会計に関する豊富な経験と高い見識を有しております。

当事業年度において、当社は監査役会を20回開催しており、個々の監査役の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
原田 雅彦	20回	20回
石井 義人	20回	20回
疋田 実	20回	19回

監査役会における主な検討事項は、年間の監査方針及び実施計画の作成、決算書類等の監査、監査報告書の作成、会計監査人の選解任・不再任、会計監査人報酬の同意、定時株主総会への付議議案の監査、会計監査人の監査方法及び結果の相当性等であります。

内部監査の状況

当社の内部監査については、代表取締役社長直轄の監査部（人員3名）を設置し、代表取締役社長の承認を得た年次監査計画に基づいて監査を実施しております。監査内容については、各店舗の臨店調査を主体に、衛生管理、販売管理、現金管理、資産管理、人事労務管理等を社内規程や社内マニュアルに基づき実施しております。各部門については、財務報告に係る内部統制の評価、各業務執行部門の役員による業務執行についての法令ならびに社内規程等の遵守状況、重点施策の実施状況等を中心に監査を実施しております。また、監査結果については監査報告書を作成し、代表取締役社長、監査役および監査対象部門長に報告するとともに、監査対象部門に対し改善計画報告書の提出を求め、適正な改善がなされているかどうか、フォローアップする体制をとっております。

さらに、監査役及び会計監査人との相互連携につきましては、情報を都度共有し、連携体制を構築し、内部統制の整備の充実に向けて検討や改善がなされております。

会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(b) 継続監査期間

2012年7月期以降

(c) 業務を執行した公認会計士

公認会計士の氏名等	
指定有限責任社員	中畑 孝英
業務執行社員	河野 匡伸

(d) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他9名であります。

(e) 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に関しては、会計監査人の品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に勘案し問題がないことを確認する方針としており、当該基準を満たし高品質な監査を維持しつつ効率的な監査業務の運営が期待できることから、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として選定しております。

また、当社は以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めております

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監

査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また監査役会は、その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(f) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人について、その独立性及び専門性、監査品質、監査活動の状況、監査報酬水準、監査報告の相当性等を対象項目として評価し、有限責任 あずさ監査法人が会計監査人として適切、妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
19,500	-	19,500	-

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a)を除く)
 該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
 該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

当社は、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から説明を受けた監査計画及び監査内容等の概要について必要な検証を行い、監査役会の同意を得て監査報酬を決定しております。

(e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は企業価値向上に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮し適切な水準を定めることを基本としております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会決議は、2013年10月30日開催の第27期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300,000千円以内（取締役員数8名）と決議し、さらに別枠として、2016年10月26日開催の第30期定時株主総会において、取締役（社外取締役は除く。）に対する業績連動型株式報酬を3事業年度当たり合計36,000ポイントを上限として設定する内容（取締役に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。）を決議しております。

業績連動型株式報酬は、取締役（社外取締役を除く。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした制度であります。取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型の株式報酬制度である「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」の導入については、2016年10月26日開催の第30期定時株主総会においてご承認をいただいております。本制度につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度」の内容の項目をご参照ください。

決定方針としては、株主総会で承認された取締役報酬等の限度額の範囲内で、当社の業績、事業環境、当該取締役の役割や責任の大きさ、業界水準等を総合的に勘案し、独立社外取締役の出席する取締役会で決定しております。監査役報酬限度額は、2011年10月21日開催の第25期定時株主総会において年額30,000千円以内（監査役員数4名）と決議しており、監査役個々の固定報酬額は、監査役会において決定しております。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、役位毎にその役割に応じた「役位基本報酬」及び、前事業年度の当期純利益に基づき決定する「業績考慮報酬」からなる固定報酬と、業績達成状況に応じて決定する業績連動型株式報酬で構成します。

社外取締役は経営を監督する立場であるためガバナンス面より、業績連動型株式報酬の対象外とし、固定報酬として、過去の経験・実績・経営環境等を勘案し決定します。

監査役報酬については、高い独立性の観点から固定金額としております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役(社外取締役を除く)	126,990	126,990	-	-	5
監査役(社外監査役を除く)	16,440	16,440	-	-	1
社外役員	18,600	18,600	-	-	6

(注) 上表の社外役員の員数が当事業年度末日の社外役員の員数と相違しておりますのは、2019年10月24日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって退任した社外役員2名を含んでいるためであります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社では、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を「保有目的が純投資目的である投資株式」と区分しており、それ以外を「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a)保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化等による戦略上重要な目的を有すると判断される株式を政策保有株式として保有することがあり、取締役会において随時、保有の合理性について検証しております。

(b)銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	500
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

(c)特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年8月1日から2020年7月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容を適切に把握しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,105,536	8,675,234
預け金	88,758	67,048
売掛金	342,900	337,364
商品及び製品	122,681	109,027
原材料及び貯蔵品	21,794	16,124
前払費用	296,567	265,052
未収入金	718,580	673,734
その他	39,358	31,273
流動資産合計	5,736,177	10,174,859
固定資産		
有形固定資産		
建物	13,623,634	13,047,442
減価償却累計額及び減損損失累計額	6,265,118	6,965,458
建物(純額)	7,358,516	6,081,983
機械及び装置	26,690	26,690
減価償却累計額	26,174	26,303
機械及び装置(純額)	516	387
車両運搬具	300	300
減価償却累計額	299	299
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	799,508	794,512
減価償却累計額及び減損損失累計額	549,136	603,391
工具、器具及び備品(純額)	250,372	191,120
リース資産	2,905,275	2,764,700
減価償却累計額及び減損損失累計額	1,883,839	2,222,278
リース資産(純額)	1,021,435	542,421
建設仮勘定	129	2,309
有形固定資産合計	8,630,970	6,818,222
無形固定資産		
ソフトウェア	76,177	58,399
その他	714	714
無形固定資産合計	76,891	59,113
投資その他の資産		
投資有価証券	500	500
出資金	58	38
長期前払費用	97,817	65,323
差入保証金	1,643,861	1,596,874
繰延税金資産	812,341	1,099,061
その他	129,341	139,695
貸倒引当金	420	420
投資その他の資産合計	2,683,499	2,901,072
固定資産合計	11,391,362	9,778,408
資産合計	17,127,539	19,953,267

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,173,265	986,308
1年内返済予定の長期借入金	1,799,573	1,749,093
リース債務	545,594	409,895
未払金	1,483,205	1,167,839
設備関係未払金	89,663	9,745
未払費用	122,000	117,308
未払法人税等	149,780	92,299
未払消費税等	215,016	162,976
預り金	39,957	35,060
前受収益	1,905,693	1,252,763
賞与引当金	323,554	323,704
株主優待引当金	29,252	28,302
資産除去債務	52,286	24,962
その他	3,034	2,041
流動負債合計	6,931,880	5,362,301
固定負債		
長期借入金	1,710,236	1,746,143
リース債務	766,268	292,484
退職給付引当金	92,193	83,436
役員株式給付引当金	10,662	10,662
資産除去債務	1,091,674	1,074,980
その他	1,000	1,000
固定負債合計	3,672,035	8,923,706
負債合計	10,603,916	14,286,008
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,491,829	1,491,829
資本剰余金		
資本準備金	1,481,829	1,481,829
資本剰余金合計	1,481,829	1,481,829
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,639,856	2,783,548
利益剰余金合計	3,639,856	2,783,548
自己株式	89,891	89,947
株主資本合計	6,523,623	5,667,259
純資産合計	6,523,623	5,667,259
負債純資産合計	17,127,539	19,953,267

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
売上高	35,847,691	27,539,624
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	138,940	122,681
当期商品仕入高	10,524,040	7,781,015
当期製品製造原価	178,877	141,618
合計	10,841,858	8,045,315
商品及び製品期末たな卸高	122,681	109,027
売上原価合計	10,719,177	7,936,287
売上総利益	25,128,514	19,603,336
販売費及び一般管理費	¹ 23,938,010	¹ 18,620,052
営業利益	1,190,503	983,283
営業外収益		
受取利息	175	131
保険解約返戻金	5,447	7,347
受取保険金	6,047	9,924
物品売却益	3,013	2,279
その他	13,891	11,194
営業外収益合計	28,575	30,877
営業外費用		
支払利息	62,741	44,011
支払手数料	1,683	1,602
その他	9,475	12,840
営業外費用合計	73,900	58,454
経常利益	1,145,178	955,706
特別利益		
固定資産売却益	² 577	² 15,564
移転補償金	³ 43,206	³ 48,387
雇用調整助成金	-	768,316
特別利益合計	43,783	832,268
特別損失		
固定資産除却損	⁴ 13,178	⁴ 25,117
減損損失	⁵ 1,416,295	⁵ 820,881
店舗臨時休業による損失	-	⁶ 1,890,339
その他	1,889	4,422
特別損失合計	1,431,363	2,740,760
税引前当期純損失()	242,401	952,785
法人税、住民税及び事業税	317,672	97,263
法人税等調整額	273,960	286,719
法人税等合計	43,711	189,456
当期純損失()	286,112	763,329

製造原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)		当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
原材料費		129,602	72.4	95,881	67.7
労務費		35,214	19.7	34,336	24.2
経費	1	14,059	7.9	11,400	8.1
当期総製造費用		178,877	100.0	141,618	100.0
合計		178,877		141,618	
当期製品製造原価		178,877		141,618	

原価計算の方法

実際原価に基づく総合原価計算を採用しております。なお、仕掛品はありません。

(注) 1 主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
地代家賃(千円)	3,750	3,468
減価償却費(千円)	2,776	1,549

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	1,491,829	1,481,829	1,481,829	4,018,947	4,018,947	89,804	6,902,801	6,902,801
当期変動額								
剰余金の配当				92,978	92,978		92,978	92,978
当期純損失 ()				286,112	286,112		286,112	286,112
自己株式の取得						86	86	86
当期変動額合計	-	-	-	379,091	379,091	86	379,177	379,177
当期末残高	1,491,829	1,481,829	1,481,829	3,639,856	3,639,856	89,891	6,523,623	6,523,623

当事業年度（自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	1,491,829	1,481,829	1,481,829	3,639,856	3,639,856	89,891	6,523,623	6,523,623
当期変動額								
剰余金の配当				92,977	92,977		92,977	92,977
当期純損失 ()				763,329	763,329		763,329	763,329
自己株式の取得						56	56	56
当期変動額合計	-	-	-	856,307	856,307	56	856,363	856,363
当期末残高	1,491,829	1,481,829	1,481,829	2,783,548	2,783,548	89,947	5,667,259	5,667,259

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	242,401	952,785
減価償却費	1,526,756	1,296,509
減損損失	1,416,295	820,881
貸倒引当金の増減額(は減少)	126	-
賞与引当金の増減額(は減少)	26,871	150
株主優待引当金の増減額(は減少)	2,755	949
退職給付引当金の増減額(は減少)	17,768	8,756
受取利息及び受取配当金	175	131
支払利息	62,741	44,011
固定資産売却損益(は益)	577	15,564
固定資産除却損	13,178	25,117
移転補償金	43,206	48,387
雇用調整助成金	-	768,316
売上債権の増減額(は増加)	33,557	5,536
たな卸資産の増減額(は増加)	20,437	19,002
未収入金の増減額(は増加)	241,474	233,320
仕入債務の増減額(は減少)	105,756	186,956
未払金の増減額(は減少)	271,518	431,599
前受収益の増減額(は減少)	379,260	652,929
その他	139,579	3,403
小計	2,878,362	625,252
利息及び配当金の受取額	175	131
利息の支払額	62,324	45,227
法人税等の支払額	698,150	112,436
移転補償金の受取額	53,506	48,387
雇用調整助成金の受取額	-	543,261
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,171,569	191,136
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,186,534	227,295
有形固定資産の売却による収入	-	19,000
無形固定資産の取得による支出	22,611	9,812
権利金の取得による支出	37,213	24,831
差入保証金の差入による支出	16,284	3,012
差入保証金の回収による収入	57,502	77,458
資産除去債務の履行による支出	111,816	64,629
その他	14,108	14,788
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,331,066	247,909
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	700,000	6,500,000
長期借入金の返済による支出	1,109,592	799,573
リース債務の返済による支出	640,829	613,906
自己株式の取得による支出	86	56
配当金の支払額	92,148	94,578
その他	1,247	5,505
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,143,904	4,986,379
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	303,402	4,547,333
現金及び現金同等物の期首残高	4,494,146	4,190,744
現金及び現金同等物の期末残高	4,797,548	8,738,077

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品、原材料

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

但し、店舗食材については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(附属設備を含む): 定額法

(但し、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備については定率法)

その他の有形固定資産: 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10~20年

工具、器具及び備品 5~6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

c) 過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員の株式給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

す。

2. 時価の算定に関する会計基準等

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組が行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

す。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められる「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

（2）適用予定日

2021年7月期の事業年度末より適用予定であります。

4．会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

（1）概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

（2）適用予定日

2021年7月期の事業年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「補助金収入」は、当事業年度においては計上がなくなったため、前事業年度における計上額は「営業外収益」の「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「営業外収益」に表示していた「補助金収入」3,842千円、「その他」10,049千円は、「その他」13,891千円として組替えております。

(追加情報)

1. 株式給付信託 (BBT)

当社は、2016年10月26日開催の第30期定時株主総会決議に基づき、取締役(社外取締役を除く。)の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT (=Board Benefit Trust))」を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が定める「役員株式給付規程」に従って、当社の取締役に対して、その役位や業績達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式を給付する仕組みであります。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としております。取締役に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じて、総額法を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。前事業年度末及び当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、それぞれ89,804千円及び34,700株であります。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の影響は、現在においても継続しており、店舗の休業および営業時間の短縮等により来店客数が減少し業績に大きな営業を受けております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期等を正確に予測することは困難な状況であります。当社では、繰延税金資産の回収可能性の判断や減損損失の判定において、2021年3月にかけて徐々に収束し回復に向かい、2021年4月以降は例年並の売上高が見込まれることを前提としております。

(貸借対照表関係)

- 1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	1,800,000千円	6,100,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	1,800,000	6,100,000

(注) それぞれ一部の貸出コミットメント契約及び借入金につきましては、各事業年度における貸借対照表の純資産の部の金額及び損益計算書の営業損益及び経常損益の金額等を基準とする財務制限条項が付されております。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度89%、当事業年度97%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度11%、当事業年度3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日)	当事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)
給与手当	3,241,619千円	2,838,473千円
雑給	8,940,733	6,371,365
地代家賃	2,995,325	2,430,893
減価償却費	1,508,672	1,106,646
賞与引当金繰入額	321,455	242,044
貸倒引当金繰入額	126	-
株主優待引当金繰入額	29,252	28,302
退職給付費用	70,455	51,890

- 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日)	当事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)
建物	- 千円	13,991千円
工具、器具及び備品	-	1,573
長期前払費用	577	-
計	577	15,564

- 3 移転補償金

前事業年度(自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日)

当社店舗入居ビルの収用に伴う退店に係る補償金であります。

当事業年度(自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)

当社店舗入居ビル内の階層移転に係る補償金であります。

- 4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日)	当事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)
建物	12,132千円	24,541千円
工具、器具及び備品	1,045	576
計	13,178	25,117

5 減損損失

前事業年度（自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都	店舗（32店舗）	建物及びその他
千葉県	店舗（5店舗）	建物及びその他
埼玉県	店舗（4店舗）	建物及びその他
愛知県	店舗（8店舗）	建物及びその他
静岡県	店舗（1店舗）	建物及びその他
大阪府	店舗（2店舗）	建物及びその他
兵庫県	店舗（1店舗）	建物及びその他
奈良県	店舗（1店舗）	建物及びその他
滋賀県	店舗（1店舗）	建物及びその他
三重県	店舗（1店舗）	建物及びその他

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ及び退店の意思決定を行った資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,416,295千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物1,199,743千円及びその他216,551千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについては使用価値により測定しており、割引前将来キャッシュ・フローを3.41%で割り引いて算定しております。また、割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスとなった資産グループについては、帳簿価額全額を減損損失として計上しており、退店の意思決定を行った資産グループについては、処分価額を零として算定しております。

当事業年度（自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都	店舗（24店舗）	建物及びその他
千葉県	店舗（7店舗）	建物及びその他
埼玉県	店舗（3店舗）	建物及びその他
愛知県	店舗（3店舗）	建物及びその他
静岡県	店舗（1店舗）	建物及びその他
大阪府	店舗（1店舗）	建物及びその他
兵庫県	店舗（1店舗）	建物及びその他
奈良県	店舗（1店舗）	建物及びその他
滋賀県	店舗（1店舗）	建物及びその他
岐阜県	店舗（2店舗）	建物及びその他

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ及び退店の意思決定を行った資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（820,881千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物760,423千円及びその他60,457千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについては使用価値により測定しており、割引前将来キャッシュ・フローを2.33%で割り引いて算定しております。また、割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスとなった資産グループについては、帳簿価額全額を減損損失として計上しており、退店の意思決定を行った資産グループについては、処分価額を零として算定しております。

6 店舗臨時休業による損失

新型コロナウイルス感染症に対する政府、自治体からの各種要請等を踏まえ、店舗の臨時休業を行ったことから店舗の臨時休業期間中に発生した固定費（人件費・地代家賃・減価償却費等）を店舗臨時休業による損失として特別損失に計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,622,300	-	-	11,622,300
合計	11,622,300	-	-	11,622,300
自己株式				
普通株式 (注) 1. 2	34,700	38	-	34,738
合計	34,700	38	-	34,738

(注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式34,700株が含まれております。

2. 自己株式(普通株式)の増加38株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年10月25日 定時株主総会	普通株式	46,489	4	2018年7月31日	2018年10月26日
2019年3月8日 取締役会	普通株式	46,489	4	2019年1月31日	2019年4月5日

(注) 1. 2018年10月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金138千円が含まれております。

2. 2019年3月8日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金138千円が含まれております。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年10月24日 定時株主総会	普通株式	46,489	利益剰余金	4	2019年7月31日	2019年10月25日

(注) 2019年10月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金138千円が含まれております。

当事業年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,622,300	-	-	11,622,300
合計	11,622,300	-	-	11,622,300
自己株式				
普通株式 (注) 1. 2	34,738	26	-	34,764
合計	34,738	26	-	34,764

(注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式34,700株が含まれております。

2. 自己株式（普通株式）の増加26株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年10月24日 定時株主総会	普通株式	46,489	4	2019年7月31日	2019年10月25日
2020年3月6日 取締役会	普通株式	46,488	4	2020年1月31日	2020年4月3日

(注) 1. 2019年10月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金138千円が含まれております。

2. 2020年3月6日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金138千円が含まれております。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月 31日)	当事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月 31日)
現金及び預金	4,105,536千円	8,675,234千円
預け金	88,758	67,048
計	4,194,294	8,742,282
株式給付信託 (BBT) 別段預金等	3,550	4,204
現金及び現金同等物	4,190,744	8,738,077

2. 重要な非資金取引の内容

1. ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前事業年度 (自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月 31日)	当事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月 31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	141,791千円	-

2. 資産除去債務

	前事業年度 (自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月 31日)	当事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月 31日)
新たに計上した重要な資産除去債務の額	44,935千円	5,571千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として店舗厨房機器等(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については安全性の高い預金等に限定し、資金調達については銀行借入等による方針であります。また、デリバティブ取引等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金は、主に賃借店舗の敷金・保証金であり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、管理部が主要な賃貸人の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

買掛金、未払金及び設備関係未払金は、主に1ヵ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は原則として5年以内であります。

借入金は、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理部が支払金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)について、当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、適切な手許流動性を確保することで、流動性リスクを管理しております。また、資金調達手段の多様化・各種取引銀行からのコミットメントラインの取得などにより、流動性リスクを軽減しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2019年7月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,105,536	4,105,536	-
(2) 預け金	88,758	88,758	-
(3) 売掛金	342,900	342,900	-
(4) 未収入金	718,580	718,580	-
(5) 差入保証金	1,643,861	1,629,438	14,422
資産計	6,899,636	6,885,213	14,422
(1) 買掛金	1,173,265	1,173,265	-
(2) 未払金	1,483,205	1,483,205	-
(3) 設備関係未払金	89,663	89,663	-
(4) 長期借入金()	2,509,809	2,509,809	0
(5) リース債務()	1,311,863	1,332,845	20,982
負債計	6,567,807	6,588,790	20,982

() 長期借入金、リース債務には1年内の期限到来分を含めて記載しております。

当事業年度（2020年7月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	8,675,234	8,675,234	-
(2) 預け金	67,048	67,048	-
(3) 売掛金	337,364	337,364	-
(4) 未収入金	673,734	673,734	-
(5) 差入保証金	1,596,874	1,568,446	28,428
資産計	11,350,256	11,321,828	28,428
(1) 買掛金	986,308	986,308	-
(2) 未払金	1,167,839	1,167,839	-
(3) 設備関係未払金	9,745	9,745	-
(4) 長期借入金()	8,210,236	8,210,236	0
(5) リース債務()	702,379	712,949	10,570
負債計	11,076,509	11,087,079	10,570

() 長期借入金、リース債務には1年内の期限到来分を含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 預け金、(3) 売掛金、(4) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、一定期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 設備関係未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) リース債務

元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2019年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,105,536	-	-	-
預け金	88,758	-	-	-
売掛金	342,900	-	-	-
未収入金	718,580	-	-	-
差入保証金	67,669	188,291	589,931	797,968
合計	5,323,445	188,291	589,931	797,968

当事業年度(2020年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	8,675,234	-	-	-
預け金	67,048	-	-	-
売掛金	337,364	-	-	-
未収入金	673,734	-	-	-
差入保証金	98,792	251,862	645,724	600,495
合計	9,852,174	251,862	645,724	600,495

(注) 3. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額
前事業年度(2019年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	799,573	686,594	659,908	320,187	43,546	-
リース債務	545,594	439,934	246,557	75,769	4,007	-
合計	1,345,168	1,126,528	906,465	395,957	47,553	-

当事業年度(2020年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	749,093	1,409,896	3,570,176	793,534	749,988	937,549
リース債務	409,895	222,083	66,392	4,007	-	-
合計	1,158,988	1,631,979	3,636,568	797,541	749,988	937,549

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、特定退職金共済制度への加入及び確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日)	当事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)
退職給付債務の期首残高	82,424千円	23,948千円
勤務費用	18,905	5,655
利息費用	936	71
数理計算上の差異の発生額	73,018	3,189
退職給付の支払額	5,300	3,000
退職給付債務の期末残高	23,948	29,864

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2019年 7月31日)	当事業年度 (2020年 7月31日)
非積立型制度の退職給付債務	23,948千円	29,864千円
未積立退職給付債務	23,948	29,864
未認識数理計算上の差異	65,949	52,062
未認識過去勤務費用	2,296	1,508
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	92,193	83,436
退職給付引当金	92,193	83,436
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	92,193	83,436

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日)	当事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)
勤務費用	18,905千円	5,655千円
利息費用	936	71
数理計算上の差異の費用処理額	4,014	10,696
過去勤務費用の費用処理額	787	787
確定給付制度に係る退職給付費用	23,068	5,756

(5) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (2019年 7月31日)	当事業年度 (2020年 7月31日)
割引率	0.3%	0.3%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日) 47,387千円、当事業年度(自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日) 57,647千円であります。

(ストック・オプション等関係)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	28,662千円	17,617千円
賞与引当金	99,007	99,053
未払費用	20,929	19,871
減損損失	431,281	451,578
退職給付引当金	28,915	25,531
資産除去債務	350,052	336,582
税務上の繰越欠損金(注)	-	270,164
その他	26,073	25,424
繰延税金資産小計	984,921	1,245,824
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	-	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,262	3,262
繰延税金資産合計	981,659	1,242,561
繰延税金負債		
未収還付事業税等	-	2,886
資産除去債務に対応する除去費用	169,317	140,614
繰延税金負債合計	169,317	143,500
繰延税金資産の純額	812,341	1,099,061

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2020年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金(1)	-	-	-	-	-	270,164	270,164
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	270,164	(2) 270,164

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金270,164千円(法定実効税率を乗じた金額)について、繰延税金資産270,164千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しており評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社の本社及び営業店舗の一部は不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

本社及び営業店舗の使用見込期間を取得から主に15～20年と見積り、割引率は0.8%～2.0%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度	当事業年度
	(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
期首残高	1,153,034千円	1,143,961千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	44,935	5,571
時の経過による調整額	15,307	12,596
資産除去債務の履行による減少額	67,285	62,336
その他増減額(は減少)	2,030	148
期末残高	1,143,961	1,099,942

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、「鳥貴族」の単一ブランドで、日本国内において焼鳥店の店舗展開をしており、事業区分は「飲食事業」の単一セグメントとなります。そのため、セグメント情報については、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年8月1日 至2019年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で損益計算書の売上高の10%以上を占めるものが存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年8月1日 至2020年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で損益計算書の売上高の10%以上を占めるものが存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2018年8月1日 至2019年7月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年8月1日 至2020年7月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2018年8月1日 至2019年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年8月1日 至2020年7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2018年8月1日 至2019年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年8月1日 至2020年7月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前事業年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	大倉 忠司	-	-	当社 代表取締役社長	（被所有） 直接 23.4	債務被保証	地代家賃支払に対する債務被保証 （注）1	-	-	-

（注）1．当社は店舗の賃借料について、代表取締役社長大倉忠司に債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っていません。店舗の地代家賃支払に対する債務保証については、期末日における未払債務がないため、取引金額は記載していませんが、保証対象店舗の2018年8月1日から2019年7月31日までに係る消費税等を除く賃借料合計は、13,659千円であります。

当事業年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	大倉 忠司	-	-	当社 代表取締役社長	（被所有） 直接 23.4	債務被保証	地代家賃支払に対する債務被保証 （注）1	-	-	-

（注）1．当社は店舗の賃借料について、代表取締役社長大倉忠司に債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っていません。店舗の地代家賃支払に対する債務保証については、期末日における未払債務がないため、取引金額は記載していませんが、保証対象店舗の2019年8月1日から2020年7月31日までに係る消費税等を除く賃借料合計は、13,659千円であります。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
1株当たり純資産額	562.98円	489.08円
1株当たり当期純損失()	24.69円	65.88円

- (注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失()の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した株式給付信託(BBT)が保有する当社株式数は前事業年度及び当事業年度それぞれ34,700株であり、1株当たり当期純損失()の算定上、控除した当該株式給付信託(BBT)が保有する当社株式の期中平均株式数は前事業年度及び当事業年度それぞれ34,700株であります。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
1株当たり当期純損失()		
当期純損失()(千円)	286,112	763,329
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	286,112	763,329
期中平均株式数(株)	11,587,566	11,587,537

(重要な後発事象)

(会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結及び定款変更(商号及び事業目的の一部変更))

当社は、2020年6月5日開催の取締役会において、2021年2月1日(予定)を効力発生日として会社分割の方式により持株会社へ移行すること、及び分割準備会社として当社の100%出資の子会社「株式会社鳥貴族分割準備会社」を設立する事を決議いたしました。

また、2020年9月18日開催の取締役会において、当社の100%子会社との吸収分割契約締結を承認することを決議し、2020年10月21日開催の定時株主総会において、2021年2月1日付で吸収分割を行うことについて承認されました。

本件分割後の当社は、2021年2月1日(予定)で商号を「株式会社鳥貴族ホールディングス」(予定)に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。なお、本件分割及び定款変更(商号及び事業目的の一部変更)につきましては、必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件としております。

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、「焼鳥屋で世の中を明るくする」という理念のもと、「298円均一(税抜)の感動」をコンセプトに焼鳥屋 鳥貴族を展開しています。低価格・高価値のサービスで、お客様に感動と驚きを提供するとともに、食の安心安全を高めるために、国産食材の使用にこだわってきました。当社は、お客様、従業員とその家族、株主様、取引業者様、鳥貴族の関わる全ての方々へ感謝し、企業活動を通じて奉仕し続けることで、社会から必要とされ愛される永遠の会社を目指しております。

外食業界におきましては、人手不足を背景とした人件費の上昇、消費税率の引き上げ等に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出自粛要請や営業時間短縮要請により、更に厳しい経営環境が続いております。

こうした状況だからこそ、社会や従業員との関わりの中で企業活動を永続していくことが大事であり、そのためには絶え間ない挑戦を続けていくことが必要であると当社は考えております。

以上の認識のもと、今般、当社は、永遠の目的として掲げる「永遠の会社」を目指して、第二、第三の創業を実現し、次世代の担い手を開発することを目的として、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

持株会社体制に移行することで、持株会社はグループの理念と目指すべき方向を示し、挑戦を支える役割を担い、事業を推進する権限と責任を事業会社に委譲することで、激変する環境のもとでも生き抜く経営体制の構築、新事業の創出、人材開発を行うこととします。

更なる挑戦として、日本全国に「298円均一(税抜)の感動」を広げていくだけでなく、米国への出店をはじめとする海外への展開を図ってまいります。また、将来的には「焼き鳥」を中心としたフードビジネスの展開を進めるとともに、グループ内ベンチャーによる新規事業の創出を進めて参ります。

2. 持株会社体制への移行の要旨について

(1) 本件分割の日程

持株会社体制移行準備開始決議取締役会	2020年6月5日
分割準備会社の設立	2020年8月7日
吸収分割契約承認取締役会	2020年9月18日
吸収分割契約締結	2020年9月18日
吸収分割契約承認定時株主総会 (当社及び承継会社)	2020年10月21日
吸収分割の効力発生日	2020年2月1日(予定)

(2) 本件分割の方式

本件分割は、当社を吸収分割会社(以下、「分割会社」といいます。)、当社100%出資の分割準備会社である株式会社鳥貴族分割準備会社を吸収分割承継会社(以下、「承継会社」といいます。)とし、当社の事業のうち、飲食事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割により行います。

(3) 本件分割に係る割当の内容

承継会社である株式会社鳥貴族分割準備会社は、本件分割に際して普通株式900株を発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

(4) 本件分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はございません。

(5) 本件分割により増減する資本金等

本件分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

株式会社鳥貴族分割準備会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、本件分割に係る吸収分割契約に定めるものといたします。なお、承継会社が当社から承継する債務につきましては、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び承継会社は、本件分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていません。したがって、本件分割において、当社及び承継会社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題がないと判断しております。

3. 本件分割の当事会社の概要

[当事会社の概要]

	分割会社 2020年7月31日現在	承継会社 2020年8月7日設立時現在																						
(1) 名称	株式会社鳥貴族	株式会社鳥貴族分割準備会社																						
(2) 所在地	大阪府大阪市浪速区立葉一丁目2番12号	大阪府大阪市浪速区立葉一丁目2番12号																						
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大倉 忠司	代表取締役社長 大倉 忠司																						
(4) 事業内容	飲食事業	飲食事業																						
(5) 資本金	1,491百万円	1百万円																						
(6) 設立年月日	1986年9月19日	2020年8月7日																						
(7) 発行済株式数	11,622,300株	100株																						
(8) 決算期	7月末日	7月末日																						
(9) 大株主及び持株比率	<table border="0"> <tr><td>大倉 忠司</td><td>23.40%</td></tr> <tr><td>株式会社大倉忠</td><td>10.14%</td></tr> <tr><td>株式会社日本カストディ銀行 (信託口)</td><td>7.25%</td></tr> <tr><td>サントリー酒類株式会社</td><td>2.24%</td></tr> <tr><td>日本マスタートラスト信託銀行</td><td>1.65%</td></tr> <tr><td>株式会社(信託口)</td><td></td></tr> <tr><td>中西 卓己</td><td>1.55%</td></tr> <tr><td>株式会社関西みらい銀行</td><td>1.55%</td></tr> <tr><td>鳥貴族従業員持株会</td><td>1.54%</td></tr> <tr><td>株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)</td><td>1.16%</td></tr> <tr><td>麒麟麦酒株式会社</td><td>1.03%</td></tr> </table>	大倉 忠司	23.40%	株式会社大倉忠	10.14%	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7.25%	サントリー酒類株式会社	2.24%	日本マスタートラスト信託銀行	1.65%	株式会社(信託口)		中西 卓己	1.55%	株式会社関西みらい銀行	1.55%	鳥貴族従業員持株会	1.54%	株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	1.16%	麒麟麦酒株式会社	1.03%	株式会社鳥貴族 100%
大倉 忠司	23.40%																							
株式会社大倉忠	10.14%																							
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7.25%																							
サントリー酒類株式会社	2.24%																							
日本マスタートラスト信託銀行	1.65%																							
株式会社(信託口)																								
中西 卓己	1.55%																							
株式会社関西みらい銀行	1.55%																							
鳥貴族従業員持株会	1.54%																							
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	1.16%																							
麒麟麦酒株式会社	1.03%																							
(10) 当事会社間の関係等	資本関係	分割会社が承継会社の発行済株式の100%を保有しております。																						
	人的関係	分割会社の代表取締役が承継会社の代表取締役を兼務しております。																						
	取引関係	営業を開始していないため、現時点では、分割会社との取引関係はありません。																						
(11) 直前事業年度の財政状態及び経営成績(2020年7月期)																								
純資産	5,667百万円(単体)	1百万円(単体)																						
総資産	19,953百万円(単体)	1百万円(単体)																						
一株当たり純資産	489.08円(単体)	10,000円(単体)																						
売上高	27,539百万円(単体)	-																						
営業利益	983百万円(単体)	-																						
経常利益	955百万円(単体)	-																						
当期純損失()	763百万円(単体)	-																						
一株当たり当期純損失()	65.88円(単体)	-																						

- (注) 1. 分割会社は、2021年2月1日付で「株式会社鳥貴族ホールディングス」に商号変更予定です。
2. 承継会社は、2021年2月1日付で「株式会社鳥貴族」に商号変更予定です。
3. 承継会社におきましては直前事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

[分割する事業部門の概要]

(1) 分割する部門の事業内容

飲食事業

(2) 分割する部門の経営成績(2020年7月期実績)

	分割事業 (a)	当社実績(単体) (b)	比率 (a ÷ b)
売上高	26,962百万円	27,539百万円	97%
売上総利益	17,975百万円	19,603百万円	91%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額(2020年7月31日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	1,167百万円	流動負債	1,134百万円
固定資産	1,035百万円	固定負債	1,045百万円
合計	2,202百万円	合計	2,179百万円

(注) 1. 上記金額は2020年7月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額及び減損 損失累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	13,623,634	193,787	769,980	13,047,442	6,965,458	1,443,475 (760,423)	6,081,983
機械及び装置	26,690	-	-	26,690	26,303	129	387
車両運搬具	300	-	-	300	299	-	0
工具、器具及び備品	799,508	36,825	41,822	794,512	603,391	95,251 (10,777)	191,120
リース資産	2,905,275	-	140,575	2,764,700	2,222,278	479,014 (44,707)	542,421
建設仮勘定	129	2,309	129	2,309	-	-	2,309
有形固定資産計	17,355,538	232,923	952,506	16,635,955	9,817,732	2,017,870 (815,909)	6,818,222
無形固定資産							
ソフトウェア	172,918	9,812	-	182,730	124,331	27,590	58,399
その他	714	-	-	714	-	-	714
無形固定資産計	173,632	9,812	-	183,444	124,331	27,590	59,113
長期前払費用	516,539	24,831	25,816	515,554	450,231	57,326 (4,971)	65,323

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 店舗改修工事 130,876千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 退店店舗 680,976千円

3. 「当期償却額」欄の()内は内書で、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	799,573	749,093	0.4	-
1年以内に返済予定のリース債務	545,594	409,895	2.9	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,710,236	7,461,143	0.4	2021年～2027年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	766,268	292,484	3.0	2021年～2024年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	3,821,672	8,912,615	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,409,896	3,570,176	793,534	749,988
リース債務	222,083	66,392	4,007	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	420	-	-	-	420
賞与引当金	323,554	323,704	323,554	-	323,704
株主優待引当金	29,252	28,302	29,252	-	28,302
役員株式給付引当金	10,662	-	-	-	10,662

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載は省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	134,917
預金	
普通預金	8,540,317
小計	8,540,317
合計	8,675,234

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
りそなカード株式会社	199,094
楽天カード株式会社	56,628
トラオム株式会社	7,453
JFFシステムズ株式会社	4,402
株式会社ダンク	2,213
その他	67,571
合計	337,364

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
342,900	7,837,780	7,843,317	337,364	95.9	16

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

八．商品及び製品

品目	金額(千円)
製品	
焼き鳥タレ	8,432
小計	8,432
食材	
ドリンク	61,188
フード	39,405
小計	100,594
合計	109,027

二．原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
焼き鳥タレ	979
小計	979
貯蔵品	
店舗消耗品	15,145
小計	15,145
合計	16,124

固定資産
差入保証金

区分	金額(千円)
店舗	1,567,266
事務所	28,760
その他	847
合計	1,596,874

流動負債
イ.買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社カクヤス	275,622
尾家産業株式会社	263,640
株式会社新谷商店	152,009
株式会社マルト水谷	96,299
株式会社オネストツリーズ	81,306
その他	117,430
合計	986,308

ロ.1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	241,586
株式会社関西みらい銀行	227,523
株式会社三菱UFJ銀行	199,992
株式会社高知銀行	30,000
株式会社紀陽銀行	30,000
株式会社滋賀銀行	19,992
合計	749,093

ハ.未払金

相手先	金額(千円)
従業員未払給与	811,344
オザックス株式会社	58,791
未払事業所税	35,626
ディーコープ株式会社	24,066
日本通運株式会社	19,939
その他	218,070
合計	1,167,839

二．前受収益

内容	金額（千円）
販売協賛金の未経過分	1,252,763
合計	1,252,763

固定負債
 長期借入金

相手先	金額（千円）
株式会社みずほ銀行	2,791,934
株式会社関西みらい銀行	2,772,485
株式会社三菱UFJ銀行	1,333,360
株式会社高知銀行	520,000
株式会社滋賀銀行	23,364
株式会社紀陽銀行	20,000
合計	7,461,143

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	8,509,743	17,410,035	23,024,676	27,539,624
税引前四半期純利益又は税引前四半期(当期)純損失()(千円)	498,960	1,217,244	97,554	952,785
四半期純利益又は四半期(当期)純損失()(千円)	318,831	789,368	153,275	763,329
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失()(円)	27.52	68.12	13.23	65.88

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	27.52	40.61	81.35	52.65

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	7月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日 7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。但し電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.torikizoku.co.jp/
株主に対する特典	毎年1月31日及び7月31日現在の株主名簿に記録された株主に対し、以下の基準によりお食事ご優待券を贈呈する。 100株以上 1,000円相当のお食事ご優待券 300株以上 3,000円相当のお食事ご優待券 500株以上 5,000円相当のお食事ご優待券

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することを制限されております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第33期）（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）2019年10月24日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年10月24日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第34期第1四半期）（自 2019年8月1日 至 2019年10月31日）2019年12月10日近畿財務局長に提出

（第34期第2四半期）（自 2019年11月1日 至 2020年1月31日）2020年3月10日近畿財務局長に提出

（第34期第3四半期）（自 2020年2月1日 至 2020年4月30日）2020年6月9日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年10月28日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2020年6月5日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（吸収分割）の規定に基づく臨時報告書であります。

2020年9月11日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象「減損損失の計上」）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2020年9月18日近畿財務局長に提出

2020年6月5日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年10月21日

株式会社鳥貴族

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中畑 孝英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河野 匡伸
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社鳥貴族の2019年8月1日から2020年7月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鳥貴族の2020年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は持株会社体制に移行するため、2020年9月18日に吸収分割契約を締結し、2020年10月21日開催の定時株主総会において、吸収分割を行うことが承認された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社鳥貴族の2020年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社鳥貴族が2020年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載のとおり、会社は持株会社体制に移行するため、2020年9月18日に吸収分割契約を締結し、2020年10月21日開催の定時株主総会において、吸収分割を行うことが承認された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。